

平成30年度中に策定、変更が予定されている計画等について

計画等の名称	計画期間	区分	法律上の位置づけ				その他	備考（根拠法令、上位計画等）	所管課名
		策定 または 変更	法定 受託	義務	努力 義務	任意			
滋賀県犯罪被害者等支援に関する推進計画	平成30年度～ 平成33年度	策定					○	滋賀県犯罪被害者等支援条例（第9条）	県民活動生活課